



新型コロナワクチン接種 タクシー利用料金助成事業 3回目接種用助成券について



新型コロナワクチン3回目接種実施に伴い、3回目接種の際に利用できるタクシー券の受け付けを開始します。

対象は接種会場までの移動手段がない概ね70歳以上の方です。この制度は接種会場（市内実施医療機関及び集団接種会場）までのタクシー利用料金の一部を助成し、未接種や移動時の感染リスクを下げることを目的にご利用いただけます。

助成券利用条件 ※タクシー券の利用は、接種当日のみ有効です

- 3回目接種用助成券は助成限度額：片道2,500円のタクシーチケットです。
- 新型コロナワクチン接種（3回目）を受ける際に利用できます。
（1回目・2回目接種の方は1回目・2回目用の助成券を申請してください。）
- 発着場所を新型コロナワクチン接種会場（市内実施医療機関・集団接種会場）とします。
- 乗車方法は通常のタクシーと同じです。
- 御殿場市高齢者等タクシー及びバス利用料金助成事業と併用できます。
- 乗車前に助成券の裏面に氏名・住所・接種日を記入してください。
- 降車時にメーターの料金（2,500円を超えるときは2,500円）を助成券に記入し、助成券と残りの料金をお支払いください。
- メーターの料金が2,500円より少なかった場合、お釣りは出ません。



申請を希望される方へ ※交付には必ず事前に申請が必要です

申請受付期間 **3回目接種用助成券受付開始**
令和3年12月16日（木）～（平日 午前8時30分～午後5時15分）

申請受付場所

- 御殿場市役所 長寿福祉課（東館1階）
- 市役所各支所
- 駅前サービスセンター



※申請書は御殿場市役所長寿福祉課、市役所各支所、駅前サービスセンターにあります。
※代理の方による申請（委任欄への記入が必要）や郵送による申請もできます。

持ち物

- 本人確認ができるもの
（例）後期高齢者医療被保険者証、運転経歴証明書、介護保険被保険者証、個人番号カードなど
- 印鑑

※申請からタクシー券の交付には2週間程度かかる場合があります。
お早めに申請してください。

※1回目・2回目接種の助成券も引き続き申請を受け付けています。

1回目・2回目用のタクシー券を交付された人のうち、新型コロナワクチン2回目接種が完了している方には、別途申請書を郵送します。同封の返信用封筒にて返送してください。該当する方で、お手元に申請書が届かない場合はお問合せください。



助成券の交付について

申請後、郵送で通知書と助成券が交付されます。
(不交付の場合は通知書のみ)

【 3回目接種用助成券 】

助成限度額：片道 2,500 円のタクシーチケット × 2枚

- 再交付はできません。
- 他人に譲渡できません。
- 対象非該当になると失効します。
- 不正行為があった場合は相当額を返還していただきます
- 体調不良等のため、医師の判断により接種見送りとなった場合、タクシー利用料金助成については、健康推進課にご相談ください。



利用できるタクシー事業者



タクシー会社		介護タクシー事業者	
御殿場タクシー(株)	☎0550-82-1234	社会福祉法人十字の園	☎0550-83-1999
こだまタクシー(有)	☎0550-82-2740	訪問介護 ほたる	☎0550-88-2707
富士急静岡タクシー(株)	☎0120-249-003	ケアステーションゆめ	☎0550-83-5800
光タクシー(株)	☎0550-82-2777	アイティ介護サービス	☎0550-76-3322
安全タクシー(有)	☎0120-090-431	介護福祉タクシーみつは	☎080-5816-0328
(株)ミツワタクシー	☎0120-328-365	介護タクシーくるくる	☎0550-84-9696
		介護タクシーさくしーど	☎0120-87-7654

※会社により定休日等の条件が異なりますので、事前に会社へお問合せのうえ、ご利用願います。

【タクシー券に関する問い合わせ先】

御殿場市役所 健康推進課 ☎0550-82-1111